

平成21年 6 月の期末手当等に関する条例

平成21年 6 月25日 条例第 3 号

高岡地区広域圏事務組合の職員の平成 21 年 6 月に支給される期末手当の額の算定に係る期末手当基礎額及び勤勉手当の額の算定に係る勤勉手当基礎額に乗ずる割合その他必要な事項については、派遣職員を派遣した地方公共団体の平成 21 年 6 月の期末手当等に関する条例の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。